

## 就学援助制度 新入学用品費 3月支給のお知らせ

**就学援助制度とは、生活に困窮され、経済的な理由により学用品費や給食費の支払いにお困りのご家庭に対して、その費用の一部を援助する制度です。**

令和8年4月に武雄市の小・中学校に入学予定のお子様の保護者様で、就学援助の要件に該当し、1月30日（金）までに申請され援助が必要と認められた方に、就学援助項目のうちの新入学用品費（ランドセル・制服等入学に必要なものを購入する費用）を、入学前（3月）に支給します。**※申請者全員に支給するものではありません。**

### ★就学援助（新入学用品費）の入学前支給を受けられることができる方★

次の（１）～（３）の全ての要件に該当する方

- （１）武雄市に居住している方
- （２）お子様が令和8年4月に武雄市内にある小・中学校に入学予定の方
- （３）下記、就学援助の要件①か②のいずれかに該当する方
  - ① ひとり親家庭などで児童扶養手当の支給を受けている方
  - ② 所得要件に該当する方で世帯全員の所得合計額（令和6年中所得）が基準額以下の方

【所得基準認定モデル】（このモデルはあくまで目安です。）

世帯モデル （両親 20～30 歳代、祖母 60 歳代の例）		所得額
3人世帯	両親、小1	235万円
4人世帯	両親、小1・小4	289万円
5人世帯	祖母、両親、小1、小4	330万円

※所得基準額は、家族構成や年齢により細かく異なります。

#### ○認定について

- ・認定は世帯全員の所得の合計で判断します。税の申告がされていませんと審査ができませんので、必ず申告を済ませてください。
- ・認定の可・否やその他連絡は、小学校入学予定のお子様の保護者には直接通知、中学校入学予定のお子様の保護者には学校を通じてお知らせします。
- ・就学援助は、お子様が学校生活を円滑に送れることを目的とした制度です。虚偽の申請や目的外の使用が発覚した場合は、認定を取り消すことがあります。

**注意！** 次の①②のいずれかに該当する場合は、入学前の支給対象にはなりません。

- ① 令和7年3月末日までに武雄市外に転出される場合
- ② 令和7年4月に武雄市内の小・中学校に入学されない場合

※上記に該当し、入学前支給を受けたときは、返還していただくことになります。



今回、就学援助（新入学用品費）申請をして認定を受けられた方の小・中学生のきょうだい分の令和8年度の就学援助申請書提出の必要はありません。

## ★申請手続き方法★

申請書に必要事項を記入し提出してください。

※申請書等は、教育総務課または市内の小中学校でお受け取りください。市のホームページからもダウンロードできます。

○受付期間 **令和8年1月7日(水)～令和8年1月30日(金)**

○申請書提出先 ・小学校入学予定のお子様 武雄市教育委員会 教育総務課  
・中学校入学予定のお子様 現在通学されている小学校

○申請に必要なもの

(1) 令和8年度就学援助申請書(委任状・口座振替依頼書) 通帳見開きの写しを添付

※記入例を参考に、記入誤りのないようお願いします。

(2) 令和7年1月2日以降に武雄市に転入の方は世帯全員の所得証明書(控除の記載のあるもの) ※令和7年1月1日の住所地から交付を受けてください。

## ★新入学用品費の支給額・支給時期★

○支給額(お子様お一人につき)

小学校入学予定(年長児等)のお子様 40,600 円

中学校入学予定(小学校6年生)のお子様 47,400 円

○支給時期 令和8年3月中旬頃

○支給方法 保護者様の口座に直接振込みます。

※今回、就学援助(新入学用品費)の申請をされなかった場合でも、入学後(4月14日まで)に令和8年度の就学援助を申請し、4月から認定となった場合は、7月に学用品・通学用品費や給食費等と一緒に新入学用品費を支給します。



## ～特別支援学級に入学予定のお子様の保護者様へ～

特別支援学級へ就学するお子さまのいる世帯の経済的な負担を軽減するため、就学のために必要な経費の一部を援助する「特別支援教育就学奨励費」があります。(入学後5月頃に学校を通して案内があります。)奨励費を申請する際に必要になりますので、

新入学用品費(ランドセル・制服等)の領収書またはレシート等を必ず保管して

おいてください。領収書等がないと補助を受けることはできません。

※ 就学援助を申請され、認定になった場合は、就学援助制度が優先されます。

ご不明な場合は、下記の担当部署までお問い合わせください。

〒843-8639

武雄市武雄町大字昭和 12-10 武雄市役所 2 階  
武雄市教育委員会 教育総務課 (TEL:23-5170)